

## 最低賃金

## 改正最低賃金法が成立

最低賃金法の一部を改正する法律案が一月二八日、参議院本会議で可決成立した。同法は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十分に機能するように、決定基準を見直すことなどが主な内容。決定基準として、政府案は当初、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」としていたが、衆議院における修正協議で、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」に（配慮する）との文言が追加され、与野党が歩み寄った。同法の抜本改正は、一九六八年以来となる。

## 地域別最賃は生活保護と整合性を配慮

成立した改正最賃法はまず、第三条で「最賃額は時間によって定める」とし、時間額表示への一本化を規定した。その上で、現行は運用上のものとして、すべての都道府県で整備されている地域別最賃について、「あまねく全国各地域について決定されなければならない」と法律上に明記（第九条）。任意的設定から必要の設定へ改めた。

地域別最賃の決定に当たっては、「労働者の生計費」（世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、物価指数等の資料を参考）、「類似の労働者の賃金」（学卒

初任給や春季賃上げの状況等の資料を参考）、「通常の事業の賃金支払能力」（地域で正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待できる賃金支払能力をいう。付加価値額や業況判断、経常利益の状況等の資料を参考）——を（軽重なく）考慮しなければならない。

今回の改正では、これら三つの考慮要素のうちの一つである「労働者の生計費」について、「労働者の生活費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と加えた（第九条第三項）。

また、地域別最賃の「適用除外」については、これまでは最賃額の減額（最賃以下での申請・許可）として運用されてきたが、今回の改正により「最賃の減額の特例」として、法律上に明確に位置づけた（第七条）。特例を認め得るのは、「精神または身体の障害で著しく労働力が低い者」「試用期間中の者」「職業能力開発促進法第二十四条に基づく職業訓練中で省令で定める者」「軽易な業務に従事する者その他省令で定める者」——としている。

なお、これまで適用除外の対象とされていた「所定労働時間のとくに短い者」については、日額、週額または月額によって定められた最賃の適用を除

外することを前提としたものであり、今回の改正で時間額表示に一本化されたことに伴い、削除された。

このほか、派遣中の労働者については、派遣先の地域や産業などに適用されている、地域別最低賃金または特定最低賃金が適用されるよう整理した（第一三・一八条）。従来は、派遣元（労働者の実際の就業場所とは異なる上サービス業）の最賃を適用していたが、派遣先の地域（産業）の適用に改められたことで、派遣労働者にとっては実際の就業地域、業務内容に見合った最賃が保障される見通しになった。

## 地域別最賃違反の罰則も大幅に強化

改正法は、地域別最賃が「安全網」として確実に機能するように、実効性を担保する強化策も盛り込んでいる。

まず、地域別最賃不払いの際に、使用者に課す罰金の上限額を、現行の「一万円以下（ただし罰金等臨時措置法により実際には二万円以下）」から、「五〇万円以下」に引き上げた（第四〇条）。また、労働者への最賃の周知義務（第八条）違反や、監督機関から要請された賃金に係る報告（第二九条）の懈怠等、臨検（第三二条第一項）の拒否等——の罰金額の上限（現行は五〇〇〇

円以下）も、「三〇万円以下」に引き上げている（第四一条）。さらに、地域別最賃を下回る場合などに、労働者が監督機関に申告し、是正措置を求めることができるとする根拠規定を創設（第三四条第一項）。その上で、使用者は「申告したことを理由とする解雇その他不利益取扱いをしてはならない」とし（第三四条第二項）、これに違反した場合の罰則（六カ月以下の懲役または三〇万円以下の罰金）も整備した（第三九条）。

## 産業別最賃は任意の設定へ

最賃には現行、審議会方式に基づくものと労働協約の拡張方式に基づくものの二種類あり、前者はさらに地域別最賃と産業別最賃に分けられている。

改正法は、このうちの産業別最賃について、関係労使の申し出により決定する任意的な設定の対象とした（第一五条）。これに伴い、特定最賃は同法の罰則が適用されない、民事的な効力にとどまることになった。

また、労働協約の拡張適用に基づく地域別最賃の決定については、（実際の適用数が少なかったことなどから）廃止するとした。

（調査・解析部 渡辺木綿子）